

一般競争入札の実施について

国宝 竜吟庵方丈耐震調査診断業務の業務委託契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 3 年 3 月 23 日

京都府教育委員会教育長 橋本 幸三

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 国宝 竜吟庵方丈耐震調査診断業務
- (2) 業務場所 京都市東山区本町 15 丁目 812 番地
- (3) 業務概要 建物の耐震調査・診断を行い、構造補強案を策定し、報告書を作成する。
- (4) 業務期間 契約日から令和 3 年 12 月 24 日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部文化財保護課
電話番号 (075) 414-5898
ファクシミリ番号 (075) 414-5897

3 入札に参加する者に必要な資格

業務登録の条件	<p>① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていること</p> <p>② 次の各号に該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 資格確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>ウ 資格確認申請書提出時までに府が発注した建築関係建設コンサルタント業務に関する債務を履行していない者</p> <p>エ 資格確認申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>オ 資格確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の競争入札において指名停止とされた者</p> <p>③ 受注者が次のいずれかに該当しないこと</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオ</p>
---------	--

	<p>までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>
業 務 実 績	<p>平成 22 年度以降において、歴史的建造物(*)の限界耐力計算を用いた耐震調査診断及び補強案策定業務に係る完了実績を有すること。</p> <p>(*) 国又は地方公共団体によって指定あるいは登録を受けている建造物、またはこれらに準じる伝統的建造物。</p>
技術者の配置条件	<p>同種の耐震調査診断及び補強案策定業務に直接携わった実務実績を有すること。</p>
そ の 他	

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種業務実績調書（別記様式 2）

3 に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を少なくとも 2 件、別記様式 2 に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式 3）

3 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の業務の経験を別記様式 3 に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

アの同種業務の実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イについては、上記に加えて、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した業務に従事したことが判明できる図書の写しを提出すること。

なお、直接的恒常的な雇用関係を証明するものとして健康保険被保険者証の写しを提出する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスキング（黒く塗りつぶすなどして、保険者番号及び被保険者等記号・番号等が復元できない状態にすること）した上で、提出すること。

5 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和 3 年 3 月 23 日（火）午前 9 時から 令和 3 年 3 月 29 日（月）午後 4 時まで	共通事項 2 のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和 3 年 3 月 23 日（火）午前 9 時から 令和 3 年 4 月 14 日（水）午後 2 時まで	共通事項 2 のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年3月26日(金) 午前9時から午後5時まで 令和3年3月29日(月) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 : 令和3年3月29日(月) 正午まで 設計図書に関する質問 : 令和3年4月6日(火) 正午まで	共通事項5のとおり
回答の閲覧	申請書に関する回答: 随時 設計図書に関する回答 : 令和3年4月7日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年4月13日(火) 午前9時から午後5時まで 令和3年4月14日(水) 午前9時から午後2時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年4月15日(木) 午後1時45分	

注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

8 支払条件

(1) 前払金

委託金額の3割以内の金額を前払いする。

(2) 部分払

委託金額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

9 その他

- (1) 事業協同組合については、本一般競争入札の入札参加資格確認申請をすることができない。
- (2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (3) 本入札では、積算内容等を変更する必要がある場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札公告共通事項

- 1 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- 2 必要書類の様式及び設計図書の入手方法
該当の公告に示す配布期間中、京都府文化財保護課ホームページに掲載する。窓口での受け取りを希望する場合には、配布期間中の午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に京都府庁1号館1階教育庁文化財保護課に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札参加資格の確認
入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、本業務は紙入札方式によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象業務である。
また、提出書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (1) 提出方法
入札に参加する者は、該当の公告に示す受付期間内（正午から午後1時までを除く。）に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送することとし、電送による提出は認めない。
なお、郵送する場合は、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いて郵送することとし公告に記載された受付期限内に必着のこと。
 - (2) その他
 - ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。
 - ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。
 - エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）
なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問回答
 - (1) 質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所に提出すること。（郵送・電子メール又は持参によるものは受け付けない。）公告に示す期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。
 - (2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書等に関する質問にあつては、該当の公告に示す日に入札参加者全員に通知する。
 - (3) 設計図書等に関する質問にあつては、入札参加者から提出された質疑書のみ回答する。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札の方法
参加者は、該当の公告に示す入札期間内（正午から午後1時までを除く。）に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び業務費内訳書を提出すること。提出方法は持参又は郵送することとし、電送による提出は認めない。
なお、郵送する場合は、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いて郵送することとし公告に記載された受付期限内に必着のこと。

- (2) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、本業務に要する金額を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 業務費内訳書
ア 入札書の提出に併せ、業務費内訳書を提出すること。
イ 入札書に記載する金額は、業務費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
ウ 業務費内訳書の様式は自由とする。
なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。
また、業務費内訳書の表紙には、業務名及び商号（名称）のみを記載すること。
エ 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札
イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の行った入札
オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
ク 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒含む。）で入札した者の行った入札
ケ 開札の日時において有効な業務費内訳書を提出できていない者の行った入札
コ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札
サ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
シ 委任状を持参しない代理人の行った入札
ス 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- (5) 入札の辞退
入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（入札書を持参又は郵送するまで）は、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。
- (6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 入札書の作成方法
ア 封筒は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きし、契約担当者あての親展とする。
イ 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「業務費内訳書等」と朱書きした中封筒を入れる。
ウ 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び確認結果通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
エ 「業務費内訳書」と朱書きした中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
オ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
カ 提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできない。

7 入札保証金
免除する。

8 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金
落札者は、委託価格が500万円以上の業務については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、京都府会計規則第159条第2項第3号に該当する場合には、契約保証金は免除とする。

10 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に、案件情報の添付資料欄に掲載されている「業務委託契約書」に基づく契約書を作成すること。

11 その他

(1) 入札参加者は、本公告文、仕様書、入札説明書及び契約書（案）を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(3) 入札後契約を締結するまでに本府の業務等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(4) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札をした場合、失格とする。

(5) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。